

議案第69号

東伯郡9か町村就学指導推進協議会規約を変更する協議について

次のとおり東伯郡9か町村就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年8月9日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

東伯郡9か町村就学指導推進協議会規約の一部を改正する規約

東伯郡9か町村就学指導推進協議会規約（昭和52年三朝町告示第33号）

の一部を次のように改正する。

題名中「9か町村」を削る。

第2条中「9か町村」を削る。

第3条中「、東伯町及び赤碕町」を「及び琴浦町」に改める。

第6条中「9人以内」を「8人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成16年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年度の負担金の額の算出については、第17条に規定により決定した琴浦町設置前の東伯町及び赤碕町の負担金を合算した額を、琴浦町の負担金の額とする。